

宝くじの助成金で整備

(一財)自治総合センターは実施する宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源としてコミュニティ助成事業を実施しています。この度、藤井寺市御舟地区連合会は、宝くじの助成金でテーブル、折畳イス、イス用台車、AED、複合機を整備しました。



問合先 協働人権課広聴・協働担当
(1階④番窓口) ☎939・1331

マイナンバーカード交付及び電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時 12月20日(土) 9時~12時
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

・交付通知書(ハガキ)

・本人確認書類

(下記3点はお持ちの方のみ)

・通知カード

・住民基本台帳カード

・マイナンバーカード

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

△予約いただくとスムーズにご案内できます。

【電子証明書の更新手続き】

・マイナンバーカード

・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

△予約はできません。

問合先 市民課マイナンバー担当

☎939・1357

環境・安全

業務用エアコン・冷凍冷蔵機器をお持ちの方へ

業務用エアコンなどを捨てる際には、フロン排出抑制法に基づき、フロン類充填回収業者に依頼してください。未回収の場合、50万円以下の罰金が科せられます。

フロン類の漏れを防ぐことで、地球温暖化の防止に繋がります。

問合先 大阪府産業廃棄物指導課
☎06・6210・9570



商工・労働

大阪府の「労働相談センター」のご案内

大阪府の労働相談センターでは、働く方、雇用する方からのさまざまな労働相談をお受けしています。

日時 月~金曜日の午前9時~午後6時(午後0時15分~午後1時を除く)

場所 エル・おおさか本館10階

相談方法 面談、電話

またはオンラインで

相談・問合せ・予約

大阪府労働相談センター

☎06・6946・2600



各種情報

政治家等の寄附の禁止

年末年始は、お歳暮などの贈り物やお祝い事をする機会の多い時季ですが、政治家(立候補をしようとする者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者がそれらを求めるのも公職選挙法で禁止されています。

問合先 選挙管理委員会事務局(3階⑤番窓口) ☎939・1388



福祉

12月1日から「歳末たすけあい募金」が始まります

赤い羽根共同募金運動の一環として、12月31日(水)まで「歳末たすけあい運動」を行います。募金は生活に困窮されている方の支援のために活用されます。ご協力をお願いします。

募金の受付・問合先 藤井寺地区募金会(藤井寺市社会福祉協議会内)
☎938・8220

税

固定資産税・都市計画税

第4期納期限 12月25日(木)

納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。

※新たに口座振替での納付を希望される場合は、窓口にキャッシュカード(暗証番号が必要)をお持ちいただき、引落口座がある金融機関でお申し込みください。

※キャッシュレス決済でも納付できます。

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066

QR code linking to information about tax payment methods.

12月は「税収確保重点月間」

お勤めなどにより平日日中に都合がつかない方のために、臨時に納税窓口を開設します。電話による納税相談も受け付けます。

【夜間納税相談窓口】 12月2日(火)
～5日(金) 17時30分～20時

問合先 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066

大阪府からのお知らせ

皆さん納めた税金は、教育、福祉、安全なまちづくりなど、府民の方々の身近な生活のために使われています。

府では、12月を「税収確保重点月間」と定め、滞納者に対する徹底した催告や財産の差押えなどの一斉滞納整理を実施します。税金は納期限までにお納めください。

問合先 大阪府南河内府税事務所
☎0721・25・1131

確定申告期(2月~3月)に駐車場はありません

富田林税務署へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

問合先 富田林税務署
☎0721・24・3281

国民年金の付加年金制度

国民年金の定額保険料(令和7年度は月額17,510円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納付すると、将来受給する老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

対象 国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)で、国民年金基金に加入していない方



〈例〉付加保険料を10年間納付した場合

【納付総額】

400円×120月(10年)=48,000円

↓

【受給付加年金(年額)】

200円×120月(10年)=24,000円

申込・問合先 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

暮らしの情報

保険・年金

整骨院・接骨院、はり・灸・あんま・マッサージのかかり方

健康保険が適用されるケースは次のとおり限られていて、単なる肩こり、筋肉疲労や疾病予防などは全額自己負担です。

①整骨院・接骨院での施術

骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉ばなれを含む) ※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

②医師が必要と認めた次の施術

【はり・灸】 神経痛・リウマチ・頸椎症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

【あんま・マッサージ】 筋まひ・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例 ※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書が必要です。

問合先

【国民健康保険制度】

・保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

【後期高齢者医療制度】

・大阪府後期高齢者医療広域連合会付課 ☎06・4790・2031
・保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

